

令和2年4月28日

保護者の皆さまへ

枚方市 公立保育幼稚園課長
私立保育幼稚園課長

保育園における【休園期間の延長】について

本市では、国の緊急事態宣言を踏まえるとともに、保育園での3密（密閉・密集・密接）をできる限り減らすことを目的として、4月20日（月）から5月6日（水）までの間、市内保育所（園）を「原則、休所・休園」しています。

このような中、5月7日（木）以降の対応につきましては、国の緊急事態宣言の取扱い等を踏まえて判断していく必要がありますが、現在、大阪府が府立学校を5月10日まで休校とし、市立学校に対しても同様に取り扱うよう要請していること、また、急な休所・休園の判断等は、子ども達や保護者の皆様に様々なご負担をお掛けしてしまうこと等から、保育所（園）の休所・休園期間を5月10日（日）まで延長することといたします。

保護者の皆様にはご負担をお掛けしますが、感染拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、下記に該当する方で、どうしても保育が必要な場合につきましては、引き続き、各保育所（園）にて保育を実施いたします。また、下記に該当する方で、新たに保育を希望される場合には、各保育所（園）に設置している「保育利用申出書」の提出をお願いいたします。

※3月2日から5月10日までの期間において、登園を自粛した場合の保育料については、日割り計算のうえ還付します。

※5月11日以降の対応につきましては、国・府の動向や感染拡大の状況を踏まえ、5月7日以降に改めて、連絡をさせていただきます。

記

○休所・休園期間 令和2年4月20日（月）から5月10日（日）まで

○保育の対象となる家庭

- ・保護者全員が社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等に勤務し、かつ、家庭での保育が著しく困難な世帯。
- ・ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な世帯で、かつ、家庭での保育が著しく困難な世帯。
- ・その他、個別の事情により、家庭での保育が著しく困難な世帯。

以上